

防衛大学校の訓練補導会議に関する達を次のように定める。

平成12年5月18日

防衛大学校長 西原 正

防衛大学校の訓練訓育会議に関する達

改正 平成19年3月30日防衛大学校達第7号 平成19年8月29日防衛大学校達第12号  
平成23年10月24日防衛大学校達第18号 平成24年11月1日防衛大学校達第9号  
平成30年3月30日防衛大学校達第4号

(目的)

**第1条** 防衛大学校（以下「大学校」という。）における人格・資質教育に関する重要事項について審議するため、大学校に訓練訓育会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 会議においては、次の事項を審議する。

- (1) 人格・資質教育の方針並びに知識教育と実践教育の連携に関する事項
- (2) 訓練、学生舎生活の在り方並びに個別指導を要する学生に関する事項
- (3) その他、議長が必要と認めた事項

(構成)

**第3条** 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 議長 防衛大学校長（以下「学校長」という。）
- (2) 副議長 幹事
- (3) 委員

ア 副校長、総務部長、教務部長、訓練部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長、人文社会科学群長、防衛学教育学群長、総務課長、衛生課長、教務課長、訓練課長、学生課長、補導室長、総括首席指導教官及び各首席指導教官

イ 各学群長が学群代表として推薦し、学校長が指名する教授 6 名

ウ 学校長が指名する心理学担当教官 1 名、体育学担当教授 1 名及び女性教官 1 名

エ 審議内容に応じ委員が必要と認める者を参加させることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(会議)

**第 4 条** 議長は、毎月第 3 火曜日（その日が休日の場合又は評議会が行われる場合は、第 4 火曜日）に会議を招集し、その会議を主宰する。

- 2 議長は、必要があると認める場合、臨時に会議を招集するものとする。

- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは議長の職務を行う。

(任期)

**第 5 条** 第 2 条第 1 項第 3 号イ、ウに掲げる委員の任期は、指名された学年度の末日までとし、委員に欠員を生じたときは、その補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(事務局)

**第 6 条** 会議の事務局を、学生課に置く。また、関連のある課等は、これに協力するものとする。

#### 附 則

この達は、平成12年5月18日から施行する。

附 則（平成19年3月30日防衛大学校達第7号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年10月24日防衛大学校達第18号）

この達は、平成23年10月24日から施行する。

附 則（平成24年11月1日防衛大学校達第9号）

この達は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。